

地方分権改革の今後の方向性について

地方分権改革有識者会議議員 平井 伸治

1 <提案のすそ野の拡大>について

- ・ 過去の提案と同内容の提案については、複数の団体からの提案があった場合等には、過去の対応方針では支障が解決されていないことを示すものであるため、「情勢の変化」等の立証を求めず原則調整対象とするなど、柔軟に再提案を認めるべき。

2 <提案の迅速な実現のための取組>について

- ・ 権限移譲を推進するため「手挙げ方式」を積極的に活用すべき。その際には、広域連合の活用や、「ハローワーク特区」のように、いわば「地方分権特区」とも呼べる実証実験的な権限移譲を検討すべき。

3 <政策的・制度横断的課題への対応>について

- ・ 国と地方の役割分担等、地方分権推進のための中長期的・制度的な課題について問題提起するため、提案募集部会のみならず有識者会議において、今後、各議員の問題意識に基づき次回より議題を提示し、議員間で意見交換を行うべき。（議題例：地方税財源の充実、地方財政の自由度拡大、「義務付け・枠付けに関する立法の原則」の法制化 等）
- ・ 本質的な制度・政策の見直しが必要な政策的課題について、有識者会議として「運用改善等の措置を引き出すことや「中長期的な議論の問題提起」に留まらず、関係府省の検討状況をフォローアップするための報告を求めるべき。
- ・ 提案募集方式を通じて議論を積み重ねてきた制度横断的な課題である「従うべき基準」について、有識者会議において集中的な議論を開始すべき。